

茨城県報

第7434号

昭和61年3月24日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●有害興行の指定(総合県民室)	2
●土地改良事業計画変更の審査(農地管理課)	3
●新規土地改良事業の審査(6件) (")	4
●土地改良法に基づく換地計画の審査(2件) (")	6
●土地改良法に基づく換地処分(")	6
●道路の区域変更(道路維持課)	7
●道路の供用開始(")	7
●南部第一土地区画整理組合の事業計画の変更(都市計画課)	7
●都市計画事業の変更認可(下水道課)	8
●神峰町1丁目市街地再開発組合の事業計画の変更認可(建築指導課)	8

公告

●争議行為の予告通知の公表(労政課)	9
●宅地建物取引業者の処分(建築指導課)	9
●開発行為の工事完了(")	9
●道路位置の指定(")	10

告示

茨城県告示第440号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により出島村長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い、村内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年3月25日から効力を生ずるものである。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字田伏字山田 3395, 3397の2, 3405の1, 3406, 3408から3410まで, 3414, 3416から3418まで, 3422, 3423, 3427

〃 字根本 3428の1, 3428の2

〃 字坂口 3451, 3452, 3454から3458まで, 3460の2, 3462

- " 字宮脇 3485, 3487
- " 字水門脇 3645, 3646, 3648, 3649, 3651, 3652, 3654, 3655, 3657
- " 字梶久保 3659の1, 3659の2, 3660の1, 3660の2, 3661, 3663, 3665, 3666, 3668, 3670から3673まで, 3674の1, 3674の2, 3675, 3678から3680まで, 3683から3687まで
- " 字前峰 3688, 3689, 3690の1から3690の3まで, 3691, 3693の1から3693の5まで, 3694, 3696, 3699から3701まで, 3703, 3704の1から3704の3まで, 3705から3713まで, 3715, 3716, 3718から3720まで
- " 字道天久保 3723から3726まで, 3728, 3730, 3731の2, 3732, 3738
- " 字二木内 3737の2, 3739の1から3739の3まで, 3740から3742まで, 3743の2, 3743の3, 3745, 3747, 3748, 3750から3760まで, 3762, 3764から3766まで, 3767の1, 3767の2, 3771から3776まで
- " 字舟戸内 3777, 3778, 3784, 3790
- 及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字田伏字根本台に変更

茨城県告示第441号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和61年3月24日

指定番号	種類	題名	茨城県知事 竹内藤男	配給社名
58	映画	キャンパスモデル みだらな関係		新東宝映画
59	"	衝激・炎の愛撫		大蔵映画
60	"	ナンパお嬢様遊び		東活
61	"	刺青・愛・乱舞		ENKプロモーション
62	"	につかつニュース 花と蛇—飼育篇—		につかつ
63	"	花と蛇—飼育篇—		"
64	"	二階と下で浮気泣き		東活
65	"	S M 教室・失禁		につかつ
66	"	パブリック・コア 変態うぐいす嬢		ニューセレクト
67	"	マンローター交換台の令嬢		"
68	"	女医肉奴隷		につかつ
69	"	レイプで愛の明し		東活

70	"	痴漢電車奥までのぞいて	ジョイパック
71	"	久美子18才 独立売春	大蔵映画
72	"	竹下ゆかりぐしよ濡れの本番	新東宝映画
73	"	お嬢さんの ONANIE	"
74	"	ねらわれた学園制服を襲う	"
75	"	ザ・マニア 快感生体実験	につかつ
76	"	につかつニュース 女 医 肉 奴 隷	"
77	"	につかつニュース ザ・マニア快感生体実験	"
78	"	につかつニュース マダム・サド 牝地獄	"
79	"	新東宝映画ニュース 竹下ゆかりぐしよ濡れの本番	新東宝映画
80	"	外国短篇予告 マンスローター交換台の令嬢	ユーセレクト
81	"	外国短篇予告 パブリック・コア変態うぐいす嬢	"
82	"	外国短篇予告 八神康子ザ・香港エクスタシー	新東宝映画

茨城県告示第442号

大野中部土地改良区から昭和60年12月2日付けで認可申請のあつた大野中部地区土地改良事業の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大野中部土地改良区定款の写し

大野中部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年3月24日から昭和61年4月14日まで

3 縦覧の場所 大野村役場

茨城県告示第443号

真壁郡真壁町大字白井1142番地の4鈴木文治ほか35名から昭和61年1月10日付けて認可申請のあつた白井北地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

白井北地区土地改良事業共同施行規約の写し

白井北地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年3月24日から昭和61年4月14日まで

3 縦覧の場所 真壁町役場

茨城県告示第444号

大山沼土地改良区から昭和61年3月5日付けて認可申請のあつた大山沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大山沼土地改良区定款の写し

大山沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年3月24日から昭和61年4月14日まで

3 縦覧の場所 古河市役所, 総和町役場

茨城県告示第445号

笠間市長笹目宗兵衛から昭和61年1月31日付けて認可申請のあつた沢口地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
 沢口地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和61年3月24日から昭和61年4月14日まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第446号

下妻市長鳩貝充から昭和61年1月24日付けで認可申請のあつた越戸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
 越戸地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和61年3月24日から昭和61年4月14日まで
- 3 縦覧の場所 下妻市役所

茨城県告示第447号

金砂郷村長石崎力から昭和61年2月13日付けで認可申請のあつた田代地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
 田代地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和61年3月26日から昭和61年4月15日まで
- 3 縦覧の場所 金砂郷村役場

茨城県告示第448号

金砂郷村長石崎力から昭和61年1月17日付けで認可申請のあつた岩手地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

岩手地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年3月26日から昭和61年4月15日まで

3 縦覧の場所 金砂郷村役場

茨城県告示第449号

昭和61年2月28日付けで認可申請のあつた榊原地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年4月1日から昭和61年4月23日まで

3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第450号

昭和61年2月20日付けで認可申請のあつた鷹巣地区第1工区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年4月1日から昭和61年4月23日まで

3 縦覧の場所 大宮町役場

茨城県告示第451号

昭和61年2月24日付け農管指令第104号をもつて認可した山田根本台地地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第452号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年 3 月 24 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和61年 3 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字北太田 字外谷原492-1番地から	旧	メートル 最大 24.90	メートル 234.00	
		最小 5.00		
筑波郡筑波町大字北太田 字外谷原158番地まで	新	最大 24.90 最小 5.00	234.00	迂回路
		最大 9.00 最小 5.00	138.00	

茨城県告示第453号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和61年 3 月 24 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和61年 3 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道沼田下妻線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字国松328-2番地先から
筑波郡筑波町大字中菅間1225-2番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 3 月 25 日

茨城県告示第454号

土地区画整理法 (昭和29年法律第 119 号) 第39条第 1 項の規定により南部第一土地区画整理組合
 の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和61年 3 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 南部第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和46年1月13日から昭和64年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
日立市久慈町字二の後藤山, 二の立野, 後原, 石ヶ作の全部及び同町字曲松, 赤羽, 芳小田, 町田, 五反田, 畑五反田, 後藤山, 立野, 農子盟の各一部, 南高野町字後原の全部及び同町字家後, 東, 宿, 上の台の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 日立市久慈町2363番地
日立市役所南部支所内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和46年1月13日
- 6 変 更 の 主 な 内 容 資金計画の変更, 事業施行期間の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和61年3月24日

茨城県告示第455号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施 行 者 の 名 称 水戸市
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
水戸・勝田都市計画下水道事業水戸市第2号公共下水道
- 3 事 業 施 行 期 間 昭和57年2月22日から昭和66年3月31日まで
- 4 事 業 地
(1) 取 用 の 部 分 昭和57年茨城県告示第253号の事業地に水戸市若宮町字頭無地内を加える。
(2) 使 用 の 部 分 昭和57年茨城県告示第253号の事業地に水戸市若宮1丁目及び若宮町字頭無地内を加える。

茨城県告示第456号

都市再開法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、神峰町1丁目市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 業 施 行 期 間 昭和59年3月8日から昭和61年5月31日まで

公 告

●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部支部執行委員長酒井茂雄から、昭和61年3月17日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 賃金引上げ等の要求について
- 2 日 時 昭和61年3月28日以降本件が完全解決に至るまでの期間
- 3 場 所 日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

●宅地建物取引業者の処分

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条の規定に基づき、次のとおり処分したので、法第70条第1項の規定に基づき公告する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 被 処 分 者
商 号 株式会社マルヒ
代 表 者 黒 沢 は つ
事務所の所在地 那珂湊市阿字ヶ浦町385番地の1
免 許 番 号 茨城県知事免許(6)第530号
免 許 年 月 日 昭和59年10月8日
- 2 処 分 の 種 類 免許の取消し
- 3 処 分 年 月 日 昭和61年3月14日
- 4 処 分 理 由 法第66条第3号に該当するため

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字常名字中島4046番 1

2 事業主の住所及び氏名

新治郡新治村大字藤沢1651

来 栖 隆 男

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年 3 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第225号	61. 2. 28	大林 宏治	那珂郡大宮町 351	那珂郡大宮町字江幡 818— 9	メートル 6.20	メートル 44.60
" 第303号	61. 3. 12	森島 博師	東茨城郡常北町 石塚1431	東茨城郡常北町 字池ノ内872— 7	4.20	26.50
竜土木指令 第163号	61. 3. 13	暁建設商事 株式会社 代表取締役 梅原八重子	稲敷郡阿見町 荒川沖1485	稲敷郡阿見町大字荒川 沖字鶉野1685番 5	4.20	35.00

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所